

AI・IoT等の活用・DX推進につながるデジタル人材育成業務 公募型プロポーザル実施要領

AI・IoT等の活用・DX推進につながるデジタル人材育成業務を委託するに当たり、次のとおり公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

令和5（2023）年7月18日

公益財団法人栃木県産業振興センター

1 業務の目的

県内企業がAI・IoT等のデジタル技術を導入・利活用し、DXを推進するために必要な知識・能力等を備えたデジタル人材を育成する。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

AI・IoT等の活用・DX推進につながるデジタル人材育成業務（以下「本業務」という。）

(2) 委託業務の内容

別添「AI・IoT等の活用・DX推進につながるデジタル人材育成業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 委託契約金額の上限

本業務の委託契約金額（消費税及び地方消費税込み）の上限は、8,810,000円（税込み）とする。

(4) 委託業務の履行期間

契約締結日から令和6（2024）年3月15日（金）まで

(5) 担当部署及び書類提出先等

提出先・質疑先：公益財団法人栃木県産業振興センター
産業振興部次世代産業支援チーム

住所：〒321-3226 栃木県宇都宮市ゆいの杜1丁目5番40号

電話：028-670-2608 FAX番号：028-670-2611

E-mail：jisedai@tochigi-iin.or.jp

受付時間：土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで
（正午から午後1時を除く。）

3 プロポーザルへの参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札参加資格者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。又は契約締結時までに資格を取得する見込みであること。

- (3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更正手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号の規定に該当する者でないこと。

4 プロポーザル実施の手続き

(1) 予定される実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和5(2023)年7月18日(火)
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和5(2023)年7月24日(月)17時必着
ウ 質問に対する回答	令和5(2023)年7月26日(水)
エ 参加表明書の提出期限	令和5(2023)年7月27日(木)17時必着
オ 企画提案書等の提出期限	令和5(2023)年8月10日(木)17時必着
カ 審査会	令和5(2023)年8月17日(木)(予定)
キ 審査結果の通知・公表	令和5(2023)年8月21日(月)(予定)

(2) 実施内容等に関する質問

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式1）を公益財団法人栃木県産業振興センター（以下、「振興センター」という。）宛てに電子メールにより提出すること。

(3) 質問に対する回答

質問及び回答事項を取りまとめの上、ホームページ上で公開する。

(4) 参加表明書類の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次の書類を作成し、電子メールにより提出すること。（到着確認のため、送信後に電話連絡すること。）

なお、参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、令和5(2023)年8月9日(水)17時までに、辞退届（様式任意）を提出すること。

- ・ 参加表明書【別記様式2】
- ・ 参加資格確認書【別記様式3】
- ・ 会社概要【様式任意】（パンフレット等でも可とする。）

(5) 企画提案書の作成・提出

本プロポーザルに参加しようとする者（以下、「応募者」という。）は、次のとおり企画提案書等を作成し、持参又は郵送（持参する場合は、予め電話で訪問日時を連絡すること。）により提出すること。

- ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4判用紙を使用することとし、カラー印刷とすること。A3判用紙を使用する場合には、A4判サイズに折り込むこと。枚数に制限は設けない。
- イ 企画提案書の様式は任意とするが、次の事項については必ず記載すること。なお、

記載順序は任意とする。

- (ア) 本業務に対する考え方（県内企業におけるA I ・ I o T等のデジタル技術の導入・利活用に関する現状認識）
- (イ) 業務実施体制（人員、講師の経歴等）
- (ウ) 実施計画（募集、開催のスケジュール等）
- (エ) 主要業務及びこれまでに取り組んだ本業務と類似の事業の実績
- (オ) 個人情報の管理方法
- (カ) 見積額

ウ 企画提案書は1者1提案とする。

エ 企画提案書の提出部数は、7部（正本1部、副本6部）とする。なお、審査の公正を期すため、副本には応募者名やロゴマーク等を記入しないこと。

オ 企画提案書提出の際には、振興センター理事長宛ての「見積書」の正本1部（代表者印を押印）を併せて提出すること。

なお、見積は必要な費目（人件費、旅費、資料等作成費、その他諸経費、消費税等）ごとに区分すること。

カ 提出期限 令和5(2023)年8月10日(木)17時必着

キ 提出方法 郵送又は持参（持参する場合は、予め電話で訪問日時を連絡すること。）

(6) 企画提案書等提出書類の取扱

ア 提出期限後において、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めない（審査に影響を与えない軽微なものを除く。）。

イ 提出期限後において、提出書類は理由の如何を問わず返却しない。

ウ 提出書類は、審査に必要な範囲において複製を作成することがある。

エ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）に基づく情報公開請求の対象となる。

5 契約候補者の選定

応募者の参加要件を確認した後、次により審査を行う。

(1) 評価基準

別表「A I ・ I o T等の活用・D X推進につながるデジタル人材育成業務企画提案審査表」の評価基準に基づき、審査を行う。

(2) 審査方法

振興センターが設置する審査会において、応募者からプレゼンテーションを実施する（現地開催）。企画提案の内容について、各選定委員が審査基準に基づき審査を行い、各選定委員の評価点数の合計点が最も高い1者を契約候補者とする。該当する企画提案者が複数あった場合には、各選定委員個別の評価順位が上位の者を契約候補者とする。

各選定委員による評価点数の合計点が満点に対し6割未満の場合は、契約候補者として選定しない。参加者が1者の場合も同様とする。

なお、企画提案書を提出したものが多数あり、契約候補者の選定に支障が生じると認められる場合は、書面による審査を行い、プレゼンテーションで審査する企画提案を選定する。選定委員会でのプレゼンテーションに際しては以下に留意すること。

- ① プレゼンテーションは、提出済みの企画提案書をプロジェクター等で投影する方法

で実施すること。

- ② 資料等の追加配布は認めない。
- ③ プレゼンテーションへの参加者は5名までとする。
- ④ 本業務の主担当者は必ず参加すること。
- ⑤ プレゼンテーションは20分以内とし、終了後質疑応答を行う。
- ⑥ 振興センターが準備するプロジェクター、スクリーン、コンセントは利用可能とするが、パソコン等の必要機材は企画提案者が準備すること。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、審査後、速やかに応募者宛て通知するとともに、契約候補者の名称等を振興センターホームページに掲載する。

6 契約の締結

- (1) 契約候補者と契約締結の協議を行う。
- (2) 契約締結の協議においては、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、企画提案書の内容の追加、変更又は削除を求めることがある。
- (3) 契約締結の協議が整わなかった場合には、審査結果の上位の者から順に協議を行う。

7 失格事由

次のいずれかに該当した場合、当該参加者は失格になることがある。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 必要な記載事項又は書類が欠如していた場合
- (3) 企画提案書に虚偽の内容を記載した場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 本要領に違反すると認められる場合
- (6) その他担当者があらかじめ指示した事項に反したとき

8 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出等プロポーザル参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) プロポーザル及び契約の手続き並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- (3) 企画提案書等に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費を委託料に計上すること。また、著名人の起用を含む場合は、企画提案書に特段の記載がない限り、参加者の責任において当該著名人の起用が可能であるものとみなす。
- (4) 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとして扱う。
- (5) プロポーザルへの参加により振興センターから知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。

別表 AI・IoT等の活用・DX推進につながるデジタル人材育成業務企画提案審査表

- 1 評価項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選定委員（4名）が採点する。
- 2 企画提案者の中で評価の総合点が最も高い者を契約候補者とする。
- 3 上記2に該当する企画提案者が複数あった場合は、各選定員による評価点数がより高い選定委員が最も多い1者を契約候補者とする。
- 4 各選定員による評価点数の合計点が満点に対し6割未満の場合は、契約候補者として選定しない。

評価項目	評価細目（評価の着眼点）	評価点 [5段階]	係数k [×k]	評価
① 事業目的の理解度	事業の目的について十分に理解し、明確なコンセプトの下、企画提案がされているか。	5	×1	5
② 実施体制	AI・IoT等のデジタル技術の導入やデジタル人材育成に関する事業経験者を有し、類似事業の実施実績があるか。また、円滑に業務を提供できる体制にあるか。	5	×1	5
	講師・スタッフは、本業務の目的とするデジタル人材育成に関する高度な知識、技術、経験を有しているか。	5	×2	10
	受講者に対して、受講前後のサポートを適切に提供できる仕組みが構築されているか。または期待できるか。	5	×1	5
③ 企画内容	県内企業の状況を踏まえ、企業の求める内容やレベルに応えられる企画提案（メニュー構成、カリキュラム等）となっているか。	5	×2	10
	研修の対象者や実施する内容・方法が明確であり、研修等の実効性を高めるための工夫・仕組み等が盛り込まれているか。	5	×1	5
	ワークショップの対象者や実施する内容・方法が明確であり、研修等の実効性を高めるための工夫・仕組み等が盛り込まれているか。	5	×1	5
④ 積算の妥当性	経費の積算は、企画内容に照らし、妥当な額であるか。	5	×1	5
合計				50

配点基準

5	4	3	2	1
優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る